

平成31年1月採用 柏崎市福祉保健部介護高齢課 産休代替非常勤職員募集要項

平成30年11月
柏崎市福祉保健部介護高齢課

●市役所の本庁で勤務する非常勤職員を募集します。

- ・業務内容 行政事務全般の補助

受付期間	平成30年11月7日(水)から11月29日(木)まで
試験日	平成30年12月7日(金)

※ 応募多数の場合、応募受付を早く打ち切ることがあります。

1 採用職種・採用予定人員等

職種	人員	勤務場所等
事務補助	1人	柏崎市役所 本庁2階 介護高齢課

2 勤務期間

平成31年1月1日から平成31年3月31日まで

ただし、期間満了後、勤務成績が良好で、業務上必要がある場合（正職員の産休育休の取得状況を含む。）は、1年を超えない範囲で更新されることがあります。

3 受験資格

- ・年齢、性別、学歴は問いません。
- ・パソコンのワード・エクセルで表やグラフを使った文書作成ができる人。
- ・市の臨時的任用職員又は非常勤職員として通算5年勤務した人は応募できません。

4 勤務時間・賃金など

- 勤務日 原則として、毎週月曜日から金曜日まで（祝日・年末年始を除きます。）
- 勤務時間 任用開始時に、下記①・②どちらかの時間を選択可能です。
①午前8時30分から午後4時30分まで（休憩時間正午から午後1時までの60分）
②午前9時から午後5時まで（休憩時間正午から午後1時までの60分）
- 賃金 月額139,000円（欠勤した場合は、勤務日数に応じ、欠勤分を差し引いて支給します。）
 - ・賃金は、勤務した月の翌月の21日（その日が土曜日、日曜日、祝日のいずれかの場合は、その直前の平日）にお支払いします。
 - ・通勤距離が片道2キロメートル以上で、自動車や自転車などで通勤する場合、通勤費相当月額賃金（通勤距離により異なる。例：2km以上4km未満の場合2,900円）を支給します。
 - ・勤務実態に応じて時間外割増賃金を支給します。
- 休暇 年次有給休暇は、採用時に3日付与されます。
- 社会保険 健康保険、厚生年金保険、雇用保険に加入します。
- その他 非常勤職員は、常勤職員と同様、次のような行為は禁止されています。

- ・ 職員として信用を傷つけ、または不名誉な行為をすること
- ・ 職務上知り得た秘密を漏らすこと
- ・ 政治的団体に関与して一定の行為をすること
- ・ 許可なく公務以外の営利を目的とする事業を営むこと
- ・ 許可なく報酬を得て何らかの事業または事務に従事すること 等

5 試験の日時・方法等

日時	試験会場	試験方法
平成 30 年 12 月 7 日 (金) 午前 9 時 00 分から正午まで	柏崎市役所小会議室	面接試験

- ・ 面接時刻は、応募書類受付後に別途お知らせします。
- ・ 試験開始時刻 5 分前までに、市役所本庁 2 階介護高齢課にお越しください。

6 受験手続

(1) 申込方法

以下の 2 つを、柏崎市福祉保健部介護高齢課（高齢対策班）に持参又は郵送してください。

① 別紙「柏崎市非常勤職員採用試験受験申込書」

※ 写真を貼付け、必要事項を記入してください。

※ 申込書は、柏崎市ホームページからのダウンロード可能です。

② ハローワークの紹介状

(2) 受付期間・時間

・ 期 間 平成 30 年 11 月 7 日 (水) から 11 月 29 日 (木) まで

・ 時 間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで (土曜日・日曜日・祝日を除きます。)

※ 応募多数の場合、応募受付を早く打ち切ることがあります。

(3) 提出書類に不備があるものは受け付けできません。また、提出書類はお返ししません。

7 選考結果の通知（内定通知）

平成 30 年 12 月 12 日 (水) までに郵送でお知らせする予定です。

8 その他

この公募は、平成 30 年度 12 月補正予算の成立を前提に実施しています。

状況によっては、本募集の内容が変更となる場合があります。

内定通知は採用試験の 3 日後 (土曜日・日曜日・祝日を除く) に送付しますが、正式な採用決定は、予算成立後となりますので、あらかじめご承知おきください。

本募集についてのお問い合わせ

柏崎市福祉保健部介護高齢課 高齢対策班

〒945-8511 柏崎市中心街 5 番 5 0 号

TEL 0257-21-2228 (直通)

FAX 0257-21-4700

E-mail kaigo@city.kashiwazaki.lg.jp